

ファミリーシップ、始めました

坂戸市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



坂戸市

令和6年4月

目次

- 1 パートナーシップ宣誓制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 宣誓することができる人・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 3 宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 4 手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 5 宣誓書受領書・受領カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 6 ファミリーシップ制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 7 協定自治体間での転出入・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- 8 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8・9
- 9 多様な性への理解を深めるために・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

1 パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的少数者※である二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓した宣誓書を提出し、市は宣誓書受領書、受領カードを交付するものです。

この制度による法的な効果はありませんが、お二人のパートナーシップを尊重し、社会生活における利便性と支障の緩和の一助となることを期待し、実施しています。

※性的少数者とは、性的指向が必ずしも異性愛のみではない方、性自認が出生時の性と異なる方。LGBTQ（L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー）、Q（クエスチョニング、クィア）、などをいいます。



2 宣誓することができる人

パートナーシップ宣誓をするには、二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1)二人がパートナーシップ※にあること

※本制度では、互いを人生のパートナーとし、かつ、日常生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的少数者である二人の関係を指します。

(2)成年に達していること

(3)坂戸市民または坂戸市に転入予定であること(3か月以内に転入をお願いします)

(4)民法で規定する婚姻できない続柄※でないこと。(養子縁組を除く)

※婚姻できない続柄

◆直系血族…祖父母、父母、子、孫等

◆三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

◆直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母

(5)双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと

(6)他の方とパートナーシップにないこと



3 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

※(1)、(2)は当日、人権推進課で用意します。

(3) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

3か月以内に発行されたものを一人1通ずつお持ちください。

(同一世帯の場合は1通で可)

(4) 転入予定住所が確認できる書類（転入予定の方のみ）

坂戸市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し、居住予定先のパンフレットや地図等）を提示してください。

(5) 婚姻をしていないことが確認できる書類

戸籍抄本や独身証明書など、3か月以内に発行されたものを一人1通ずつお持ちください。

外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付してください。

(6) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

■ 1点の提示でよいもの

個人番号カード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等で本人の写真が貼付されたもの

■ 2点の提示が必要となるもの（本人の写真が貼付されていないもの）

健康保険証、年金手帳等の本人が確認できる証明書等

通称の使用について

・通称の使用を希望する場合は、通称名で届いた郵便物や社員証など、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類をお持ちください。

・宣誓書受領書と受領カードの表面に通称を、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

4 手続の流れ

(1) 宣誓希望日の予約

宣誓を希望する日の 7 日前までに、人権推進課男女共生係（坂戸市勤労女性センター）に予約をします。

（宣誓できる日時は祝日、年末年始を除く、月曜から金曜 午前9時から午後5時です。）

【予約先】

電話 049-281-3595

FAX 049-283-1640

メール sakado23@city.sakado.lg.jp

※予約受付時間は、月曜から金曜 午前8時30分から午後5時15分（祝日、年末年始を除く）です。

※FAX、メールは24時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌業務時間内に連絡します。



(2) パートナーシップ宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人で来所してください。

職員立ち会いのもと、宣誓書に記入し、市に提出いただきます。


プライバシー保護のため、個室で対応いたします。



(3) 宣誓書受領書・受領カード交付

後日、お二人にそれぞれ宣誓書受領書と受領カードを、郵送または窓口で交付します。

5 宣誓書受領書・受領カード


SAKADO

坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書


宣誓者
_____ 様 _____ 様
(____年 ____月 ____日生) (____年 ____月 ____日生)

宣誓日
令和 ____年 ____月 ____日

坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により提出された坂戸市パートナーシップ宣誓書を受領しました。

令和 ____年 ____月 ____日
坂戸市長


宣誓書受領書（A4 サイズ）


坂戸市パートナーシップ宣誓書
受領カード

宣誓者
_____ 様 _____ 様
(平成 00 年 00 月 00 日生) (平成 00 年 00 月 00 日生)

宣誓日 令和 00 年 00 月 00 日

坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により提出された坂戸市パートナーシップ宣誓書を受領しました。

令和 00 年 00 月 00 日 
坂戸市長

このカードは、お二人が人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを証するものです。

また、お二人が家族として協力しあう方をファミリーシップにある者として届け出たことを証するものです。

この受領書の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいようお願いします。

戸籍上の氏名（通称を使用している場合に記載）
_____ 様 _____ 様

ファミリーシップ対象者
_____ 様 _____ 様

受領カード（免許証サイズ）



6 ファミリーシップ制度

ファミリーシップ制度とは

パートナーシップを宣誓した方と生計を同じくしているこどもや親等を家族として届け出した場合、その氏名を受領カードに記載するものです。

必要な書類

- (1) 坂戸市ファミリーシップ届出書
- (2) 坂戸市パートナーシップ宣誓書受領カード2枚(すでに宣誓している場合)
- (3) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(同居の場合)
3か月以内に発行されたもの
- (4) 戸籍抄本(同居していない場合、宣誓者との関係が記載されているもの)
3か月以内に発行されたもの
- (5) 届出者本人確認書類
次のいずれか1点又は2点を提示してください。
 - 1点の提示でよいもの
個人番号カード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等で本人の写真が貼付されたもの
 - 2点の提示が必要となるもの(本人の写真が貼付されていないもの)
健康保険証、年金手帳等の本人が確認できる証明書等



7 協定自治体間での転出入

坂戸市と協定を締結している自治体の間で転入・転出する場合、パートナーシップの宣誓の手続を一部省略ができる場合があります。

転出入の際に、パートナーシップの宣誓の手続を希望する場合は、下記まで、お問い合わせください。

人権推進課男女共生係（坂戸市勤労女性センター）

電話 049-281-3595

メール sakado23@city.sakado.lg.jp

※受付時間は、月曜から金曜 午前8時30分から午後5時15分（祝日、年末年始を除く）です。

※FAX、メールは24時間受け付けますが、時間外に届いた場合は、翌業務時間内に連絡します。



8 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、坂戸市が行うパートナーシップ宣誓制度は、法的効力は有しません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓自体には費用はかかりません。

必要書類を揃える際には手数料がかかるものがあります。

Q3 宣誓書受領書は、宣誓日当日に交付されますか？

A 即日発行ではありません。宣誓後、一週間程度の期間後、郵送または窓口で交付いたします。

Q4 転入後はどのような手続が必要ですか？

A 3か月以内に坂戸市に転入し、転入後、記載事項変更届出書に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を添付し、提出してください。

Q5 同居をしていないと宣誓できませんか？

A 宣誓の時点で同居している必要はありませんが、本制度の定義の「互いを人生のパートナーとし、かつ、日常の生活において相互に協力し合う」ために同居を要件としています。

Q6 外国籍ですが、パートナーシップ宣誓できますか？

A 外国籍の方も、坂戸市民、または坂戸市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。

Q7 宣誓は、一人でもいいですか？

A 本人確認と二人の意思を確認のうえ、パートナーシップ宣誓書に署名をいただくため、二人でお越してください。

Q8 こども以外でもファミリーシップの対象になりますか？

A 宣誓者のどちらかと親族関係にある場合、対象となる場合があります。

Q9 プライバシーは守られますか？

A 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室対応します。
提出された書類や記載されている内容等の個人情報等について、外部に情報を提供することはありません。

Q10 パートナーシップ宣誓書受領書、受領カードは再発行できますか？

A 受領書、受領カードを破損や紛失した場合、再交付申請書（様式第5号）をご提出いただき、再交付を受けることができます。

Q11 転出する場合、どうしたらいいですか？

A 市外に転出した場合、返還届（様式第7号）をご提出いただき、交付した宣誓書受領書と受領カードは返還してください。ただし、協定自治体へ転出する場合は、手続きが簡略される場合がありますので、転出先の自治体に確認してください。

Q12 パートナーシップを解消した場合には、どうしたらいいですか？

A パートナーシップを解消した場合、返還届（様式第7号）をご提出いただき、交付した宣誓書受領書と受領カードは返還してください。

9 多様な性への理解を深めるために

坂戸市では、性的少数者への理解を深めるため、次の事業を実施しています。

(1) ALLY（アライ）缶バッジ・シールの配布

ALLYとは、英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的少数者を理解し、支援している、支援したいと思う人のことです。

ALLYの気持ちを持つ人が増えるようにとの願いを込めて、缶バッジ・シールを配布しています。

【配布窓口】

- ・坂戸市勤労女性センター
- ・坂戸市人権推進課（市役所3階）



(2) レインボーフラッグの展示

6色のレインボーカラーは性の多様性を表す象徴です。

毎年10月に市役所窓口及び公民館などにレインボーフラッグを飾り、理解を深める期間としています。



人権推進課 男女共生係
(勤労女性センター)
坂戸市千代田1-1-22
電話 049-281-3595

